

# 三原市人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課  
編集／三原市人権文化センター  
所在地／三原市長谷一丁目6番1号  
電話／0848-66-1111  
FAX／0848-66-1112

## 新年度がスタートしました！

新年度も、人権文化センターの設置目的である、「地域住民の福祉の向上」と「人権啓発」のために各種事業を行っていきます。各種教室・サークルでの文化・スポーツ活動を通じて、健康で文化的な毎日をおくっていただくとともに、地域交流を深めたり、人権啓発のための人権講座なども行っていきますので、みなさんぜひご参加下さい。

三原市人権文化センターの新年度1年間の予定はつぎのとおりです。



5月 百歳体操教室

6月 人権講演会（第1回）

7月 夏本番！夕涼みコンサート

8月 絵本の読み語り会

非核平和パネル展

9月 みんなで考える人権講座（第1回）

11月 文化祭

12月 人権講演会（第2回）

1月 みんなで考える人権講座（第2回）

2月 健康教室

### スマホの使い方を学びませんか！

三原市人権文化センター駐車場で、車内スマホ教室を次のとおり開きます。みなさんぜひお申し込み下さい。

1. 日程 4月25日（木）
2. 内容 11時～12時 スマホを触ってみよう（定員3人）  
13時～14時 Androidの使い方（基礎編）（同上）  
14時30分～15時30分 同上（応用編）（同上）  
16時～16時45分 スマホ個別相談（定員1人）
3. 申込 事前申し込みが必要です。  
スマホ教室事業者窓口 080-0111-9442まで

### ピア/教室の募集を追加します！

1. 募集人員 1人
2. 募集時間帯 毎週月曜日18時30分～18時50分
3. 申込み 4月1日（月）～4月19日（金）
4. 抽選 複数申込があった場合は抽選とします。
5. 受講条件 小学生以下に限ります。
6. 受講料 教材費のみがかかります。
7. 申込先 三原市人権文化センターまで
8. その他 希望すれば連続して3年まで受講可能で、4年目は再度申し込みが必要です。

### 人権相談

人権相談員が相談をお受けします。◇とき 土・日・祝日を除く10時～16時  
相談は無料で、秘密は守られます。◇ところ 三原市人権文化センター  
お気軽にご相談ください。 ◇電話 0848-66-1111



「誰か」のことじゃない。自分自身のこととして考えよう。

# 人権のひろば



「すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例が2023年10月1日に施行されました。」

【第2回】

## すべての三原市民の人権が尊重されるまちづくり条例【前文】

人権とは、誰もが生まれながらに持つ、人間が人間らしく自分の意思で生きていくための誰からも侵されることのない基本的な権利で、私たちの先人たちが築いてきたとても大切な財産です。

日本国憲法では、基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないことを定めています。また、世界人権宣言は、すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であることをうたっており、これらは共に人類普遍の原理です。しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向・性自認等の人権課題が存在し、加えて、情報化の進展に伴い、新たな媒体を介しての差別を助長する掲示や誹謗中傷などが顕在化しています。私たちは、どんな理由があっても、誰かを差別したり、傷つけたり、いじめることがあってはなりません。

すべての市民や事業者は、相手を理解して、尊重し、思いやり、「人権尊重」を自分の事としてとらえ、差別を決して許さない心を育む努力が必要です。本条例は、すべての市民が差別のない、自分らしく生きることができ、誰一人として取り残さない安心して暮らせるまちをめざす、その礎になるものです。

※ 市民の皆さまや事業者の方と共に、人権尊重の理解と認識を深め、取り組むため、めざす姿や基本理念などを共有する条例を定めました。



人権条例2次元コード

## ★きょうは何の日？ 4月 人権カレンダー

### 4月7日 世界保健デー



世界保健デーは、世界保健機関(W H O)が設立された1948年4月7日に(WHO憲章)を記念して設けられ、全ての人々の健康増進・保護に向けて世界の国々が協力し合うことや、健康や医療に関する啓発を行うことを目的としています。憲章では、健康とは完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念または経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つであると記載しています。WHOでは、保健関連の社会情勢に合わせた活動テーマを毎年発表しており、世界中の多くの国でさまざまな健康のためのイベントが行われています。今年のテーマは、「My health, my right(私の健康、私の権利)」です。